

議事事項 2

北斗市地域防災計画の修正スケジュールについて

(1) 災害対策基本法改正、北海道地域防災計画修正の概要

- ・災害対策基本法の改正概要・・・別紙資料1-1、別紙資料1-2
 - 平成24年6月(第1弾改正)
 - 平成25年5月(第2弾改正)
- ・北海道地域防災計画修正の概要・・・別紙資料1-3
 - 平成25年5月(修正)

(2) 北斗市地域防災計画の改訂状況及び今後の予定

- ・別紙資料2のとおり

(平成24年度の改訂)

- ・地震防災対策計画から津波防災対策計画を分離・新設

(平成25年度の改訂)

- ・地域防災計画(本編)の修正

(平成26年度の改訂予定)

- ・法改正(第2弾改正)に対応した地域防災計画の修正

～ 地域防災計画本編、地震防災対策計画編、津波防災対策計画編

(平成27年度の改訂予定)

～ 水防計画の修正・・・北斗市水防協議会による改訂

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等

平成24年6月27日公布・施行

概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題

（第1弾改正時にお示ししたもの）

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

○災害対策基本法改正に伴い地域防災計画に記載すべき事項について(主なもの)

		根拠条文	項目	定めるべき内容
定めなければならないもの	⑤	§ 49の10 I	避難行動要支援者名簿	名簿作成の具体的な方法・手順 名簿情報の提供先及び方法
定めることが望ましいもの	③	—	指定緊急避難場所	指定した指定緊急避難場所の名称や所在地等について計画に位置づけ
	④	—	指定避難所	指定した指定避難所の名称や所在地等について計画に位置付け
	①	§ 42Ⅲ、42の2Ⅲ	地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画 ※地区居住者等からの計画提案等を踏まえて規定
	⑦	—	屋内での待避等の安全確保措置の指示	市町村地域防災計画に避難指示等の判断・発令基準等を定めている場合は、その見直し等を検討
	⑨	§ 86の6	避難所における配慮	避難所に滞在する被災者の生活環境の整備のための具体的な取組
	⑩	—	国による応援・代行	応援・代行する具体的災害応急対策(応急措置)の内容、応援・代行の手続 ※都道府県地域防災計画に規定
	⑪	—	内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行	代行の手続 ※内閣府防災業務計画に規定

分野	従来の災害対策基本法	第1弾改正	第2弾改正	第2弾改正 関係省庁
防災会議	・国：中央防災会議 ・都道府県、市町村：地方防災会議	・地方防災会議の委員に学識経験者等を追加 ・防災会議と災害対策本部の役割分担の明確化	—	
防災計画	・国：防災基本計画、防災業務計画 ・都道府県、市町村：地域防災計画 ・指定公共機関：防災業務計画	・他の自治体との応援協定の地域防災計画への位置付け	・コミュニティレベルの計画として地区防災計画を位置付け	内防・消
災害予防 (各主体の責務)	・災害予防責任者の責務として、組織の整備、訓練、物資・資材の備蓄等の実施	・住民の責務として災害教訓の伝承を追加 ・災害予防責任者の責務として、防災教育及び円滑な相互支援のための措置を追加	・住民の責務として備蓄等を明確化 ・災害予防責任者の責務として、物資供給事業者等の協力を得るための措置(協定等)を追加 ・市町村長が、(安全性等の一定の基準を満たす)指定緊急避難場所、(生活環境等を確保するための一定の基準を満たす)指定避難所を区別して指定する仕組みを創設 ・災害時の避難に特に支援を要する者についての名簿の作成・利用制度を創設 ・市町村による防災マップ作成を努力義務化	内防・消 各省庁 内防・消・文・国 内防・消・厚・警 内防・消・農・国・気
体制の確立	・国：非常(緊急)災害対策本部 ・地方：災害対策本部 ・内閣総理大臣による災害緊急事態の布告	・防災会議と災害対策本部の役割分担の明確化【再掲】 ・国・地方の災害対策本部から関係者に対する協力要求を追加	・災害緊急事態の布告の効果に「対処基本方針の作成」を追加(内閣総理大臣が各大臣を指揮監督)	各省庁
情報の収集・共有・伝達	・ボトムアップ型の情報収集(被害規模の把握に留意) ・市町村長による警報伝達	・都道府県による積極的な情報収集を制度化 ・地理空間情報の活用を制度化	・国による積極的な情報収集を制度化 ・非常災害時の避難に関する国からの周知の仕組み(呼び掛け)を創設 ・インターネット事業者への情報提供要求を追加 ・災害緊急事態布告時において、総理による情報の公表、国民への協力要請を制度化	各省庁 内防・気 内防・消 内防
避難勧告、指示等	・避難のための立退きのみ規定	—	・避難指示に関し安全確保措置(屋内待避等)の仕組みを創設 ・国・都道府県による市町村長への助言の仕組みを創設 ・災害時の避難に特に支援を要する者についての名簿の作成・利用制度を創設【再掲】	内防・警・消・国・海・気 内防・消・農・国・気 内防・警・消・厚
応急措置の代行	・市町村の指揮命令系統が失われた場合に、応急措置を都道府県が代行	—	・国による応急措置(道路啓開等)の代行の制度を創設	内防・消・国
物資等の輸送、供給対策	なし	・(国による)物資の供給 ・指定公共機関(運送事業者)に対し、物資等の運送を要請する仕組みを創設	・物資供給事業者等の協力を得るための措置(協定等)を追加【再掲】	各省庁
被災者の保護	・防災の基本方針に高齢者、障害者等の特に配慮を要する者に対する必要な措置の実施に努めるべきことを明記	・広域避難制度を創設(受入れ手続き、都道府県・国による調整)	・避難所の生活環境の整備を努力義務化 ・避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮を努力義務化 ・国による広域避難手続の代行制度を創設 ・指定公共機関(運送事業者)に対し、被災者の運送を要請する仕組みを創設 ・安否情報の提供制度を創設	内防・消・厚 内防・消・厚 内防・消 内防・消・国 内防・消
応援	・職員の派遣、あつせん ・応急措置(救難・救助等)に限り、自治体間で応援	・自治体間の応援対象業務を拡大(応急措置→災害応急対策全般) ・応援に関する都道府県・国による調整の拡充等	・国による応援(災害応急対策全般)の制度を創設 ・災害救助の応援に要した費用を、国が応援都道府県に一時的に立て替えて支払う制度を創設【災害救助法の改正】	各省庁 内防・厚
ボランティアとの協働活動	・防災の基本方針にボランティアの環境活動整備に努めるべきことを明記	—	・国及び地方公共団体とボランティアとの連携を努力義務化	各省庁
被災者保護の基盤	・防災の基本方針に被災者の保護に努めるべきことを明記	—	・防災の基本方針に、被災者の心身の健康の確保等、被災者からの相談を追加 ・罹災証明書の交付を制度化(市町村長が滞滞なく交付) ・被災者台帳の作成制度を創設(市町村長が作成)	内防・消・厚 内防・消 内防・消
平常時の規制の適用除外措置	なし	—	・非常災害時における医療法・墓地埋葬法・廃棄物処理法等に関する特例を追加	内防・消・厚・環
災害復旧	・災害復旧の実施責任者による災害復旧の実施 ・職員の派遣、あつせん【再掲】	—	★国等による災害復旧事業の代行制度を創設	内防・農・国
復興	・防災の基本方針に速やかに復興に努めるべきことを明記	—	★国による復興対策本部の設置、復興基本方針の作成を制度化 ★復興計画の作成及びこれによる各種事務手続きの簡素化に関する仕組みを創設 ★復興段階の国の職員の派遣制度を創設	各省庁 内防・農・国・環・法 各省庁

※内防：内閣府(防災担当)、警：警察庁、消：消防庁、法：法務省、文：文部科学省、厚：厚生労働省、農：農林水産省、国：国土交通省、海：海上保安庁、気：気象庁、環：環境省

災害対策基本法改正等の全体像

平成25年4月

1 総論的部分		第一弾改正前の災害対策基本法	第1弾改正	第2弾改正
(1) 基本理念	なし	なし	—	「減災の考え方」、「自助・共助・公助」、「ハード・ソフトの組合せ」等の基本理念を明確化
(2) 災害の定義	災害を生ずる異常な自然現象の例示として、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波及び噴火を列挙	異常な自然現象の例示に「竜巻」を追加	—	異常な自然現象の例示に「崖崩れ」、「土石流」及び「地滑り」を追加
(3) 各主体の責務	国、都道府県、市町村、指定公共機関、住民等の責務	住民の責務として災害教訓の伝承を追加	—	事業者の責務を追加 行政とボランティアとの連携を追加 住民の責務として「備蓄」、「防災訓練」を追加
(4) 防災の重点事項	国土保全に関する事項、災害の予報・警報に関する事項、応急措置に関する施設・組織の整備に関する事項、防災思想の普及に関する事項などを列記	広域避難に関する協定締結及び災害教訓の伝承活動の支援を追加	—	民間の団体による協力の確保、被災者の心身の健康の確保等、被災者からの相談を追加
(5) 組織	平時：中央防災会議、地方防災会議 発災時：非常(緊急)災害対策本部、都道府県・市町村災害対策本部	防災会議と災害対策本部の役割を明確化 地方防災会議の委員に学識経験者を追加	—	※復興対策本部の設置を制度化 【大規模災害からの復興に関する法律】
(6) 計画	国：防災基本計画、防災業務計画 都道府県・市町村：地域防災計画 指定公共機関等：防災業務計画	—	—	コミュニティレベルの計画として地区防災計画を位置付け ※復興について、復興基本方針・復興計画等を制度化 【大規模災害からの復興に関する法律】
(7) 職員派遣	国の職員の派遣(災害応急対策・災害復旧) 国・自治体の職員派遣のあっせん(災害応急対策・災害復旧)	—	—	※復興段階の国の職員の派遣制度を創設 【大規模災害からの復興に関する法律】
2 各論的部分				
(1) 災害予防				
① 災害予防責任者の任務	組織の整備、訓練、物資・資材の備蓄等の実施	防災教育及び円滑な相互支援のための措置を追加	—	物資供給事業者の協力を得るための措置(協定等)を追加
② 指定緊急避難場所	なし	—	—	一定期間滞在する避難所とを区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設・場所を指定する仕組みを創設
③ 指定避難所	なし	—	—	生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を指定する仕組みを創設
④ 避難行動要支援者名簿	なし	—	—	災害時の避難に特に支援を要する者についての名簿の作成・利用制度を創設 個人情報保護の特例を措置
(2) 災害応急対策				
① 災害応急対策責任者の任務	避難の勧告又は指示、消防、被災者の救難、救助等の実施	—	—	—
② 情報の収集・伝達	ボムアップ型の情報収集(被害規模の把握に留意) 市町村長による警報伝達	都道府県による積極的な情報収集を措置 地理空間情報の活用を措置	—	国による積極的な情報収集を措置 非常災害時の避難に関する国からの周知の仕組み(呼びかけ)を措置 情報伝達に関するインターネットの利用を措置
③ 避難勧告・避難指示等	避難のための立退きのみ規定	—	—	安全確保措置(屋内待避等)の仕組みを創設 国・都道府県による市町村長への助言の仕組みを措置
④ 応援・代行	応急措置(救難・救助等)に限り、自治体間で応援 市町村の指揮命令系統が失われた場合に、応急措置(救難・救助等)を、都道府県が代行	自治体間応援の対象業務を拡大(応急措置→災害応急対策全般) 都道府県・国による調整の拡充等 他の自治体との応援協定の地域防災計画への位置付け	—	国による応援(災害応急対策全般)・代行(応急措置)制度を創設 ※災害救助の応援に要した費用を、国が応援都道府県に一時的に立て替えて支払う制度を創設 【災害救助法の改正】
⑤ 規制の適用除外措置	なし	—	—	避難所に関する特例、臨時の医療施設に関する特例、埋葬及び火葬の特例、廃棄物処理の特例を措置
⑥ 被災者の保護				
I) 生活環境の整備	なし	—	—	避難所の環境整備を努力義務化 避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮を努力義務化
II) 広域一時滞在	なし	広域避難制度を創設(受入手続、都道府県・国による調整)	—	国による広域避難手続の代行制度を創設
III) 被災者の運送	なし	—	—	指定公共機関等(運送事業者)に対し、被災者の運送を要請する仕組みを創設
IV) 安否情報の提供	なし	—	—	安否情報の提供制度を創設
⑦ 物資等の供給・運送	なし	(国による)物資の供給 指定公共機関等(運送事業者)に対し、物資等の運送を要請する仕組みを創設	—	—
(3) 被災者支援のための措置				
① 罹災証明書	なし	—	—	罹災証明書の交付を制度化(市町村が遅滞なく交付)
② 被災者台帳	なし	—	—	被災者台帳制度の作成制度を創設(市町村長が作成) 個人情報保護の特例を措置
(4) 災害復旧	本来実施責任者による災害復旧の実施	—	—	※国等による災害復旧事業の代行制度を創設 【大規模災害からの復興に関する法律】
(5) 災害緊急事態	災害緊急事態の布告 緊急政令の制定(経済統制及び海外からの支援) ※布告の効果は緊急政令のみ	—	—	布告の効果に「対処基本方針」の作成を追加 一災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の対処基本方針を閣議決定し、これに基づき内閣総理大臣が各大臣を指揮監督 規制の適用除外措置や被災者の権利保護のための特別措置の自動適用の仕組みを創設 総理による情報の公表・国民への協力要請を制度化

北海道地域防災計画の修正について

I 計画修正の経過

国の動向等	これまでの北海道防災会議の対応
平成23年12月27日 防災基本計画の修正(第1弾)	平成24年6月7日 北海道地域防災計画の修正 ⇒ 道における地震・津波を中心とした防災対策全般の見直しを反映(本編、地震・津波防災計画編)
平成24年6月27日 災害対策基本法の改正	平成25年1月10日 北海道地域防災計画の修正 ⇒ 国の防災基本計画(原子力災害対策編等)等の修正を踏まえた修正を実施(原子力防災計画編等)
平成24年9月6日 防災基本計画の修正(第2弾)	
平成24年10月31日 原子力災害対策指針の策定	

- 災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正等を踏まえ、北海道地域防災計画を見直し
- 見直しにあたっては、北海道議会における議論や北海道防災会議構成機関からの意見等を反映

II 北海道地域防災計画(本編及び地震・津波防災計画編)修正素案のポイント

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化
(1) 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化 (2) 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え (3) 地方公共団体と民間団体との間における協定締結等の推進 (4) 多様な主体による共同防災訓練の実施 (5) 複合災害への対応
2 被災者への対応改善
(1) 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入 (2) 市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ (3) 市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化
3 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上
(1) 住民による災害教訓伝承・防災教育の強化 (2) 多様な主体の参画
4 その他、防災基本計画の修正等に伴う修正
地震・津波対策、災害時要援護者対策、医療救護対策、情報収集・伝達・通信・広報等

III 修正手続及び協議の過程

○ 北海道地域防災計画の修正手続

- ・ 災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正等を踏まえ、北海道地域防災計画に反映させるべきものについて、防災会議の事務局として、道の修正素案を策定
- ・ 修正素案を基に、北海道防災会議の構成機関と協議を行い、北海道防災会議において、北海道地域防災計画の修正を決定

○ 協議の過程

時期	協議機関	協議内容
5月21日(火)	北海道防災会議原子力防災対策部会	原子力防災計画編の修正案の策定
5月24日(金)	北海道防災会議幹事会	本編及び地震・津波防災計画編の修正案の策定
5月30日(木)	北海道防災会議	本編、地震・津波防災計画編及び原子力防災計画編の修正を決定

計画等	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
防災関係	<p>東日本大震災</p> <p>防災基本計画修正(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波災害対策編の新設 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化 	<p>津波浸水予測図の改訂(道) (北海道太平洋沿岸部)</p> <p>災害対策基本法等の改正(第1弾)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急を要する事項の改正 <p>防災基本計画修正(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模広域災害への対策 <p>地域防災計画修正(道)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波対策を中心に全般を拡充 	<p>災害対策基本法等の改正(第2弾)</p> <ul style="list-style-type: none"> その他諸課題の改正 <p>防災基本計画修正(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害への対策強化 <p>地域防災計画修正(道)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模広域な災害に対する即応力の強化 被災者への対応改善 教訓伝承、防災教育の強化等 その他防災基本計画の修正に伴う修正 	
地域防災計画 (本編)			<p>地域防災計画・本編修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 新設の津波編に伴う修正 道計画に準じた修正 	<p>地域防災計画・本編修正(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法改正、基本計画を踏まえた修正 道計画に準じた修正
地域防災計画 (地震)		<p>地震防災対策計画修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波防災対策計画の分離に伴う修正等 		<p>地震防災対策計画修正(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本編修正に伴う修正
地域防災計画 (津波)		<p>津波防災対策計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震防災対策計画から分離、新設 最大クラスの津波を想定した抜本的な見直し <p>津波避難計画策定指針策定</p> <p>災害時要援護者避難支援全体計画策定</p>	<p>北海道総合防災訓練の実施 (久根別・東浜地区)</p>	<p>津波防災対策計画修正(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本編修正に伴う修正